

特定非営利活動法人 豊見城市体育協会
コンプライアンスに関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人豊見城市体育協会（以下「本体育協会」という。）が社会性、公共性の高い団体であることを鑑み、コンプライアンスの取り組みに関する基本的事項を定め、これを適切に運用することによりコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本体育協会の役職員のすべてに適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) コンプライアンスとは、我が国の法令等（法律・政令・省令・条例をいう。）はもとより本体育協会の定款、就業規則等のほか、社会規範等のルールを順守することをいう。
- (2) 役職員とは、第2条（適用範囲）に定める本体育協会の役員及び事務局職員をいう。

(役職員の責務)

第4条 役職員は、第1条の目的をふまえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、高い倫理観と社会的良識をもって業務を遂行しなければならない。

2 役職員は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反する行為。
- (2) 他の役職員に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要
- (3) 他の役職員に対する法令等に違反する行為の許可、承認又は黙認
- (4) 他の役職員又はその他の者からの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことの承諾。

(コンプライアンス委員会の設置)

第5条 本体育協会は、コンプライアンス規定の順守を確保するため、定款第32条に規定する四役会にコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置し、コンプライアンスにかかる取組の検討、審議等を行い、審議の結果を理事会へ報告する。

2 委員会の委員は、会長、副会長、理事長、副理事長とする。

3 委員会は、役職員がこの規程その他本体育協会が定める規程等を遵守していない恐れがあると認めたときは、直ちにその事実を調査しなければならない。

4 委員会は前項の調査に基づき役職員に対し必要な処分をすることができる。ただし、当該役職員に弁明の機会を与えなければならない。

(内部通報制度)

第6条 本体育協会は、この規則で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報に接した役職員が、その情報を事務局へ直接提供することができる内部通報制度を構築する。内部通報制度として「コンプライアンス相談窓口」を本体育協会事務局に設置・運営する。

2 内部通報制度等を通じて情報を受け取った事務局職員は、迅速、且つ適切に対応する。

3 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。

4 誠実かつ正当な目的で情報を提供した役職員に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取り扱いは行わない。

(改 廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。